

# 那政委第17号 第3次那珂市総合計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務の遂行にあたっては、本市や本市の所在する茨城県の地域の個性や魅力を活かし、将来に向けて持続可能な計画となるよう十分留意することとし、豊富な経験と高い専門知識を有し、効果的な計画策定に資する提案をできることや、これまでの事業による成果を活かして効率的で円滑に業務を遂行することが求められることから、公募型プロポーザル方式により業者選定をすることとする。

本要領は、第3次那珂市総合計画策定支援業務委託を発注するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

那政委第17号 第3次那珂市総合計画策定支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙「第3次那珂市総合計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託業務期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（継続費に基づく複数年契約とする）

### (4) 予算上限額

金15,939,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
(年割額)

令和8年度 7,447,000円

令和9年度 8,492,000円

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

なお、同一の者が複数の提案を行うことはできない。

- (1) 那珂市物品・役務等入札参加者資格審査要項に基づく、令和6・7年度物品・役務等入札参加有資格者名簿に登載されている（若しくは参加意向申出書提出時までに登載が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく那珂市の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っている者でないこと。
- (4) 那珂市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 平成27年4月1日から公告日（令和8年1月20日）までに、茨城県内又は茨城県内の那珂市と同等規模以上の市における総合戦略や総合計画策定を元請としての受託実績があること。
- (7) 平成27年4月1日から公告日（令和8年1月20日）までに、茨城県又は県内の那珂市と同等規模以上の市におけるウェルビーイング指標に係る調査等及び全庁的なまちづくりの推進にかかる調査等の業務の実績があること。
- (8) 国税及び地方税の滞納をしていないこと。

## 5 参加意向の申出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書（様式第1号）と業務実績書（様式第2号の1、様式第2号の2）を提出すること。

### (1) 提出期間

令和8年2月16日（月）午後5時まで（郵送による場合は必着）

### (2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。）とする。

### (3) 提出場所

「14 提出・問い合わせ先」参照

### (4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

### (5) 参加の辞退

参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第6号）により、その旨を記述し、令和8年2月27日（金）までに提出すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 提出期間

令和8年2月4日（水）午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式第5号）を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

### (3) 提出先

「14 提出・問い合わせ先」参照

### (4) 回答日

令和8年2月12日（木）

## （5）回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

## 7 企画提案書等の提出

### （1）提出期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月27日（金）午後5時まで（郵送による場合は必着）

### （2）提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きすること。）とする。

### （3）提出場所

「14 提出・問い合わせ先」参照

### （4）提出部数

18部

### （5）企画提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、提出すること。

ア 企画提案書（表紙：様式第3号 その他：様式任意）

イ 見積書（様式任意）

ウ 業務実施体制（様式第4号）

※本業務遂行にあたり再委託を実施する場合、再委託先における配置予定者について様式第4号に記載の上、提出すること。

### （6）企画提案書の作成方法

企画提案書は、A4版（文字サイズ12ポイント以上）の両面印刷を原則とし、全体で20頁以内にて作成すること。なお、文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。

## 8 審査の実施

### （1）プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査は実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

## 9 審査方法等

本業務委託契約の交渉権者を選定するため、「第3次那珂市総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、以下のとおり実施する。

### （1）審査方法

選定委員会は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容等を下記（2）に定める「審査基準」に基づき採点する。その結果、審査の合計点が最も高い企画提案

者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として選定する。合格点が同点となった場合は、選定委員会の評決による。

## (2) 審査基準

提出された企画提案に対する審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
		審査
提案内容の妥当性・実効性 計画体系案、全体構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果向上に直結する仕組みを提案しているか</li> <li>・総合計画と総合戦略の統合方法が明確か</li> <li>・計画体系案は明確か</li> <li>・全体構成は適切か、見やすいか</li> </ul>	30
調査分析の方法 現状分析、課題抽出の精度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次総合計画の分析、課題抽出等の検証をするための方法が示されているか。</li> <li>・検証結果を取りまとめ、第3次総合計画に反映する方法が示されているか。</li> <li>・基本目標と具体的な施策の策定及び重要業績評価指標の検討、設定方法が示されているか。</li> <li>・那珂市の特性を反映しているか</li> </ul>	30
市民参加手法の独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型ワークショップについて、開催回数や地域課題または取組テーマの設定が的確か。</li> <li>・他自治体で行ったワークショップの実例紹介があるか。</li> </ul>	20
業務遂行体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合戦略や総合計画策定の元請としての受託実績</li> <li>・ウェルビーイング指標に係る調査及びまちづくりの推進に係る調査類の実績</li> <li>・総合計画、総合戦略の知見</li> <li>・業務実施が可能な人員、実施体制が確保されているか</li> <li>・業務従事者が同種事業の実績があり、業務の実施に必要な知見、ノウハウを有するか。</li> <li>・計画策定のスケジュール</li> </ul>	15

見積額の妥当性		5
合 計		100

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案者すべてに文書にて通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者については、選定後、速やかに市ホームページにおいて公表する。

審査の経緯及び内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。企画提案者の記載事項は、原則として、契約締結時における仕様書に採用することとするが、具体的な内容については、協議調整のうえ決定する。
- (2) 優先交渉権者との本業務委託契約の締結交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、次点交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。なお、契約の締結交渉が合意に至らなかった場合において、本業務の受託準備に要した費用は補償しない。

## 11 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書の金額が予算上限額を超過している場合
- (5) 「4 参加資格」に掲げる資格を有しない者が企画提案書等を提出した場合

## 12 その他の留意事項

- (1) 提出書類の準備等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は原則として認めない。
- (4) 提出された書類等は、本事業の選定に関わること以外に参加者に同意なく使用しない。
- (5) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

### 1 3 スケジュール

(1) 公告	令和8年1月20日（火）
(2) 参加意向申出書受付開始	令和8年1月21日（水）
(3) 質問書提出期限	令和8年2月4日（水）午後5時
(4) 質問書回答	令和8年2月12日（木）
(5) 参加意向申出書提出期限	令和8年2月16日（月）午後5時
(6) 提案書等提出期間	令和8年2月17日（火）午前9時から 令和8年2月27日（金）午後5時まで
(7) 審査結果の通知	令和8年3月24日（火）
(8) 契約締結（予定）	令和8年4月1日（水）予定

### 1 4 提出・問い合わせ先

那珂市企画部政策企画課（担当：小関）  
住所：〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5  
Tel：029-298-1111（内線435） Fax：029-298-1357  
Mail：seisaku-k@city.naka.lg.jp